



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

たきざわ

平成22年

1月15日号

No.767

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴岡字中鶴岡55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

2月21日と28日の日曜日も開設

所得税の確定申告は 2月1日からアイーナで

平成21年分所得税(譲渡所得を含む)や贈与税、個人事業者の消費税、税金の還付を受ける人を対象とした申告書作成会場は、盛岡駅西口のアイーナです。

なお、税務署には、申告書作成会場を設置していませんのでご注意ください。

●開設期間

2月1日(月)～3月15日(月)
※土日祝日は休みですが2月21日と2月28日の日曜日は開設します。

●開設時間 午前9時～午後4時

●問い合わせ

盛岡税務署 (☎622-6141)

村・県民税と所得税、事業税の申告の時期です 期限は3月15日までです

村県民税の申告相談は2ページの日程で、所得税は2月1日から3月15日までアイーナ会場で、事業税の申告は3月15日まで盛岡地方振興局税務部でそれぞれ受け付けます。



申告は税額決める 大事な手続きです

ことしも村・県民税と所得税、事業税の申告時期を迎えました。申告は、昨年一年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税されるために欠かすことのできない大切な手続きです。昨年中の収入と支出を調べて、正しい申告ができるように準備をおこしましょう。

申告期限は三月十五日です。村では、二ページの受付日程で村・県民税の申告相談所を開設しますので、日程などを確認の上、各会場にお出掛けください。

村・県民税の申告が必要な人

申告書は、前年度に村・県民税の申告をされた人などに二月初めにお送りします。

住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

年末調整や確定申告で所得税の住宅ローン控除を受けている人で、平成11年から平成18年と平成21年から平成25年までに入居された人は、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、村・県民税(住民税)の所得割から控除できます。

なお、平成19、20年に入居された人は、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、村・県民税からの住宅ローン控除の対象にはなりません。

平成21年度分までは、村・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要がありましたが、平成22年度分からは提出が原則不要になりました。控除額の計算は、勤務先から提出される給与支払報告書や確定申告書の記載内容を基に行います。

なお、山林所得、退職所得などを確定申告する場合は、平成21年度分以前と同様に村・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出していただく控除額が多くなる場合があります。

取得か増改築した住居に入居して初めて住宅ローン控除を申告される人は、必ず税務署での確定申告が必要になります。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 営業や農業、不動産などの事業所得者は収支計算書や収入・

一月一日現在、村内にお住まいで、平成二十一年一月一日(十二月三十一日)にパート収入などを含む給与や営業、農業、不動産、配当などの所得があった人は申告が必要です。
申告書が届かなかった人で申告が必要と思われる人は、相談会場にご来場ください。
ただし所得税の確定申告をする人や、給与所得だけの人で勤務先から給与支払報告書が村に提出されている人は、村・県民税の申告の必要はありません。

- 支出の内容が分かる資料、領収書
- 申告書が送られている人は申告書
- 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収(明細)書と保険などで補てんされる金額が分かる書類
- 社会保険料控除のうち、国民年金保険料の控除を受ける人は、領収書か社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など支払いをしたことが分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人は、支払い保険料の控除証明書

※次のページに続きます

※前ページからの続きです
所得のなかった人でも、単身赴任者の被扶養者や国民健康保険加入者は申告してください。

臨時申告相談所を

2月16日から開設

村・県民税の申告は、二月十六日から三月十五日まで、村内四カ所に臨時の申告相談所を開設し、各地区ごとに受け付けや相談を行います。

申告期間中は、申告関係の書類を各会場に持ち運びますので、対象地区の日程に都合がつかない人は二月二十四日から三月十五日までの役場会場を随時ご利用ください。

なお、青色申告、住宅借入金等特別控除（初めて控除申告する人、連帯債務のある人）、譲渡所得、山林所得、外国税額控除など特殊な内容の確定申告は、村では受け付けることができません。アイーナでの申告になります。

●問い合わせ

◎村・県民税

村税務課 (☎684・211)

◎所得税

盛岡税務署 個人課税部門

(☎622・6141)

◎事業税

盛岡地方振興局 税務部

(☎651・3111)

平成22年度 村・県民税申告相談受付日程

対象地区の日程に都合がつかない人は、2月24日から3月15日までの役場会場（大会議室）を随時ご利用ください。

申告会場は混雑が予想されますので、営業所得や農業所得、不動産所得などを申告する人は、収支計算書を前もって作成してきてください。医療費控除を受けようとする人は、領収書の集計などをあらかじめ準備してきてください。

日 程	対象地区・字区分		会 場	昨年の 来場者数
	午前9時半～正午	午後1時～4時		
2月16日(火)	柳沢、一本木地区全域		村北部コミュニティセンター	131
2月17日(水)	滝沢(巣子、狼久保、明神平、妻の神)		滝沢勤労青少年ホーム	236
2月18日(木)				158
2月19日(金)				238
2月22日(月)	滝沢(葉の木沢山、野沢、大崎、砂込)			148
2月23日(火)	小岩井地区全域		小岩井公民館	113
日 程	午前9時～正午	午後1時～4時	会 場	
2月24日(水)	滝沢(黒沢、平蔵沢、室小路、土沢、中村、外山、祢宜屋敷)		村役場(大会議室)	229
2月25日(木)	滝沢(湯舟沢、卯遠坂、木賊川、牧野林、根堀坂)			221
2月26日(金)	滝沢(穴口)			231
3月1日(月)	大釜・篠木地区全域			167
3月2日(火)				169
3月3日(水)	大沢、姥屋敷地区全域			169
3月4日(木)	鶴飼(鬼越、上鶴飼、清水沢、外久保、上前田、上山、御庭田、鯨森)			197
3月5日(金)	鶴飼(中鶴飼、迫、洞畑、向新田、石留、諸葛川、大緩、白石、細谷地)			230
3月7日(日)	特別開催日(給与のみ・年金のみ・給与と年金の所得者対象)			264
3月8日(月)	鶴飼(狐洞、先古川、下鶴飼、八人打、滝向、樋の口、年毛、上高柳、笹森、下高柳、高柳)			200
3月9日(火)				268
3月10日(水)				239
3月11日(木)	村 内 全 域			256
3月12日(金)				243
3月15日(月)				294

※昨年の来場者数は、受付番号札をお配りした人の数です。

税理士による還付申告書の無料作成指導

年金受給者・給与所得者で医療費控除など還付申告される人を対象に、税理士が無料で相談・指導を行います。なお、会場へは公共交通をご利用ください。

●日 時 2月6日(土)と7日(日)、時間は両日とも午前10時～午後4時

●会 場 エスポワールいわて(盛岡市中央通一丁目1番38号)

●持参書類

印鑑、給与・年金の源泉徴収票(コピー不可)、社会保険料の納付額の分かる国民健康保険税納税通知書など、国民年金の控除証明書、生命保険・地震保険の控除証明書、医療費の領収書、筆記・計算用具、還付税金の振込先金融機関・口座番号の分かるもの(本人名義に限る)、扶養家族の名前と生年月日・収入の分かるもの

●問い合わせ 東北税理士会盛岡支部(☎622-5160)

インターネットで簡単 所得税確定申告書作成

インターネットを利用した所得税の確定申告書は24時間いつでも作成できます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面の指示に従って金額などを入力するだけです。

●問い合わせ

盛岡税務署(☎622-6141)

22年度学校給食用食材 納入希望業者は登録を

村では、学校給食用食材の安全と安定確保のため、食材の納入業者の登録受け付けを行っています。平成22年度の登録を希望する場合は、申請書（学校給食センターにあります）を提出してください。

▶受付期間

2月1日（月）～2月26日（金）

※土・日曜日、祝日は除きます

▶登録業者の制限

登録業者は、食品製造業や加工業、販売を営む法人や個人と（財）岩手県学校給食会に限りです。

▶提出先・問い合わせ

村立学校給食センター（☎687-3451）

住民投票条例を策定中 皆様のご意見を募集

村では、住民の皆さんとの協働を一層進めて、政策決定に参加する機会を作り出すことを目的に「滝沢村住民投票条例」の制定に向けて取り組んでいます。

このたび、条例の骨子がまとまりましたので、住民の皆さんからのご意見を募集しています。

▶募集期限 2月15日（月）まで

▶提出方法

所定の様式に意見を記載の上、経営企画課までお送りください。

なお、様式と資料はホームページをご覧いただくか、役場3階経営企画課、東部・北部出張所に備え付けています。

▶問い合わせ 経営企画課（内線321）

赤ちゃんを迎える準備 両親学級を開催します

▶日 時

2月28日（日）午前10時～午後1時
※午前9時20分～午前9時35分受け付け

▶場 所 滝沢ふるさと交流館

▶対 象

妊婦とパートナー（家族の人も大歓迎です）

▶定 員 12組（先着順）

▶内 容

助産師の話、沐浴実習、赤ちゃんのお世話体験、妊婦体験

▶持ち物

母子健康手帳・パパ子育て手帳

▶申し込み・問い合わせ

2月22日（月）までに健康推進課（内線145）に申し込みください。

（仮）滝沢ふるさと会設立総会開催、参加者を募集します

（仮称）滝沢ふるさと会の設立総会と交流会を開催します。

同会はふるさとを離れ県外で生活している皆さんとの交流を深めながら地域の活性化を図るため、さまざまな事業を展開するために準備を進めてきました。

ご家族や親戚、ご友人の皆さんなど、村出身の皆さんにふるさと会が設立されることをお伝えいただき、同会への加入や総会への出席の勧誘をお願いします。

●参加できる人

滝沢村出身か滝沢村にゆかりがある県外にお住まいの皆さん

●総会開催日時

2月7日（日）午後1時半～

●総会開催場所

明治記念館（東京都港区赤坂2-2-23 ☎03-3403-1171）



ふるさとへの思いを胸に

※JR中央・総武線～信濃町下車徒歩3分

●内 容

設立総会、交流会、村制施行120周年記念写真や観光・物産ポスターの展示、昭和40年代のビデオや観光DVDの上映、ふるさと物産の販売など

●交流会参加費 10,000円

●申し込み・問い合わせ

1月25日（月）までに広報情報課（内線354・320）に申し込みください。

そば打ち体験者を募集 工芸作品も展示します

岩手山麓工芸会の作品展示と、岩手山麓風の会の協力による「そば打ち体験」を行います。

▶日 時 2月20日（土）午前10時～

▶場 所 滝沢ふるさと交流館

▶対象・定員 小学生以上30人（先着順）

▶参加料 1,000円（そば打ち体験料）

▶申し込み・問い合わせ

2月5日（金）までに商工観光課（内線267）に申し込みください。

トラスミーティングの 参加者を募集してます

たきざわトラスミーティングは、村に住んでいる人や団体の皆さんで「ごみの減量とリサイクル」、「ごみの分別方法」などをテーマとして意見交換する会です。

滝沢村に住んでいる人であればどなたでも参加できます。ごみの減量や分別について普段考えていること、気付いたこと、アイデアなどを意見交換しませんか。気軽に参加してください。

▶日 時 1月29日（金）午後7時～

▶場 所 役場大会議室

▶内 容 ごみの分別についてなど

▶申し込み・問い合わせ

電話かファックス、メールで氏名・住所・電話番号を環境課（内線273、FAX684-2158、kankyou@vill.takizawa.iwate.jp）にお知らせください。

もったいない学習会を 2月13日に交流館で

循環型社会の構築に向けたごみの減量化、資源の有効活用と地球温暖化防止について考える学習会「平成21年度環境フォーラム～たきざわ“もったいない”学習会」を開催します。

学習会では、スチール缶のリサイクルについての講演や、岩手県立大学の学生によるレンタサイクル社会実験についての活動発表などを予定しています。

また、優良ごみ集積所と絵画コンターの表彰、展示コーナーも設けますので、気軽にご来場ください。

※当日は駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

▶日 時 2月13日（土）

午前10時～正午

▶場 所 滝沢ふるさと交流館ホール

▶問い合わせ 環境課（内線276）

相続登記はお済ですか 2月に無料相談所開設

岩手県司法書士会では2月を「相続登記はお済ですか月間」とし、無料の相談所を開設します。

▶日 時 2月の毎週金曜日

午前10時～正午

▶場 所

岩手県司法書士会館（盛岡市本町通）

▶問い合わせ

岩手県司法書士会（☎622-3372）

埋蔵文化財センター イベントのお知らせ

●環境考古学講座

【日時】2月21日(日)午後1時～【場所】村埋蔵文化財センター【内容】花巻市博物館長・高橋信雄氏の講演「人と水・恵みの享受から信仰へ」【定員・参加料】70人、無料【申し込み・問い合わせ】2月14日(日)午後5時までに村埋蔵文化財センター(☎694-9001)に申し込みください。

●アニメ「アテルイ」上映会

【日時】2月11日(木)と13日(土)、14日(日)、上映開始時間は午前10時と午後1時半の1日2回上映【場所】村埋蔵文化財センター【入館料】無料【問い合わせ】村埋蔵文化財センター(☎694-9001)

●琥珀のアクセサリ作り

【日時】2月6日(土)と7日(日)、13日(土)、14日(日)、27日(土)、28日(日)、いずれも午前9時～午後1時受け付け【場所】村埋蔵文化財センター【教材費】首飾り1,000円、勾玉750円【問い合わせ】村埋蔵文化財センター(☎694-9001)

スキー大会と教室を開催

①ジュニアと一般の部のスキー大会

【日時】2月21日(日)午前8時～【場所】網張温泉スキー場【参加資格】ジュニアは村内在住の小中学生、一般とシニア(55歳以上ですが一般での参加も可)は村内に在住か勤務している人【参加料】500円(当日徴収)【その他】用具・損害保険などは各自【申し込み】所定の用紙に記入し、2月15日(月)までに村総合公園体育館(☎687-3311)か村東部体育館(☎688-4872)に申し込みください。用紙は村総合公園体育館と村東部体育館にあります。また滝沢村スキー協会HP(<http://www17.plala.or.jp/ski-takizawa/>)からダウンロードできます。【問い合わせ】滝沢村スキー協会事務局(大宮☎687-4059か佐藤☎687-3127)

②雪原に親しむ歩くスキー

【日時】2月14日(日)と3月7日(日)、両日とも午前9時～【場所】相の沢牧野内【対象・定員】村内にお住まいの成人20人(先着順)【その他】用具・損害保険などは各自【申し込み】2月8日(月)までに、村総合公園体育館(☎687-3311)に電話で申し込みください。

●おわびと訂正

広報たきざわ12月15日号の2ページでお知らせした「スキーのポールを滑る、参加者を募集しています」の申し込みの電話番号は、正しくは「☎687-3311」でした。謹んでおわびし訂正させていただきます。(滝沢村スキー協会)

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらのQRコードから、滝沢村の携帯用ウェブサイト
にアクセスできます。



入札・契約に参加を希望する業者は申請を (平成22年度中間年受け付け)

村が発注する建設工事や建設関連業務委託、物品の買入れなどの入札・契約に参加を希望する事業者の申請を受け付けます。

また、小額で内容が軽易な修繕工事など(50万円以下)の契約に参加を希望する人の申請も受け付けます。対象は村内に主たる事業所(本社、本店)か住所(住民登録)を有する人で、建設工事に登録される場合は申請できません。

参加資格を得たい場合は、受付期間内に役場財務課まで所定の申請書を提出してください。

村では建設工事や業務委託、物品の買入れなどの契約を競争入札や随意契約の方法で行っています。入札や見積もりに参加することができるのは、あらかじめ参加資格について審査を受け、村に登録された法人や個人に限られます。

●受付期間

2月1日(月)～2月26日(金)、「小

規模修繕工事等」は2月12日(金)～3月18日(木)

※受付時間は、土・日曜日、祝日を除き、午前9時～午後5時です。(正午～午後1時は除きます)

●契約の種類

- ・建設工事(経常建設共同企業体も含む)
- ・建設関連業務委託
- ・物品の買入れなど(販売・製造、修繕、役務の提供、買い受けなど)
- ・小規模修繕工事など

●登録の有効期間

平成22年度
※資格の有効期限は1年間です。

●申し込み

申請書用紙に必要事項を記入し、役場3階財務課に提出してください。

なお、申請要領や申請書は村ホームページからダウンロードできます。また財務課にあります。

●問い合わせ

財務課(内線382～383)

ご存じですか、男性の第3号被保険者

国民年金の被保険者には3種類あり、厚生年金や共済年金に加入している人は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者、それ以外の学生や自営業の人などは第1号被保険者になります。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入する年金制度が負担するため、自分で保険料を納付する必要はありません。

この第3号被保険者は、男女の区別なく条件を満たせば加入できます。

●加入条件

- ①配偶者が、65歳未満の厚生年金(または共済年金)加入者であること
- ②自分の年収が130万円未満で、配偶者の年収の1/2未満であること

この①～②を満たす被扶養者であれば、たとえ自営業であっても第3号被保険者になることができます。

第3号被保険者は、さかのぼって認定を受けることも可能です。その場合、既に納めてしまった保険料が返ってくることとなります。

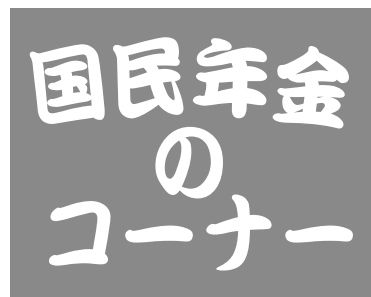
第3号被保険者になるためには、配偶者(妻または夫)の職場を通しての手続きが必要です。必要な書類などは配偶者の職場で確認してください。

また、過去にさかのぼって認定を受けたいときは

過去の収入が分かる書類などが必要ですので、事前に電話などで盛岡年金事務所に確認してください。

●問い合わせ

盛岡年金事務所(☎623-6211)



「防災とボランティアの日」と「文化財防火デー」

1月17日は阪神・淡路大震災が発生した日で「防災ボランティアの日」、1月15日から1月21日までの1週間は「防災とボランティア週間」です。

万が一に備えて、ご家庭や職場の防災用品などを点検しておきましょう。

また、1月26日は「文化財防火デー」です。

文化財は貴重な国民的財産であり、文化財を災害から守るには文化財関係者だけではなく、文化財周辺地域住民との連

携と協力が必要です。地域ぐるみで、文化財を火災、地震その他の災害から守りましょう。

※地域などで防火座談会や救急講習会を希望する場合は問い合わせください。

●問い合わせ

- ・盛岡西消防署滝沢分署(☎687-2251)
- ・同滝沢分署滝沢北出張所(☎688-5728)